医精神的 心影的

医療事故調査制度施行5年の現況と調査報告書作成について - 「ヒヤリハット」での改善報告作成のあり方-

岡山県医師会常任理事 合地 明

医療事故調査制度は、平成26年6月18日に成立し、医療法の改正に盛り込まれた制度で、施行は平成27年10月1日でした。すなわち今年で施行後5年が経過しました。制度はご存じの通り「予期しない死亡に対して」行われることが原則で、遺族からの相談件数が増加し、60%近くとなっています。医療事故・支援センターで受け付けている。もちろん、事故当事者の責任追及ではなく、発生要因、環境分析などから再発防止策を考えるものです。

令和2年度9月末時点で医療事故報告は累計で1,847件(月平均25件程度)、相談件数としては令和2年9月160件(累計9,467件)で、相談者の内訳は医療機関58件、遺族等から95件、その他・不明が7件で遺族からの求めで医療機関への伝達は4件あったとのことです。

医療事故報告件数は年間ほぼ360件程度で横ばい、93%が病院、7%が診療所からのものです。診療科別では外科(298)、内科(238)、整形外科(154)、循環器内科(148)、消化器科(145)が上位を占めています。また、センターへの相談件数は年間1,800件前後で近年、遺族からの相談件数が増加し、半数を超えています。

医療事故に関して、「1件の災害が発生すると29件の軽傷を伴う災害が起き、一歩間違えると大惨事になるような『ヒヤリ』『ハット』する事件が300件あったという」ハインリッヒの法則が有名ですが、各医療機関でも「ヒヤリハット報告」を医療安全の観点で進めていると思います。ここで重要なのは、どのような事案があったかの職員間の共有にとどまらず、「ハット事案」の発生要因、背景の分析、改善策の検討です。

各医療機関で適切に行われているでしょうか?

医療事故調査・支援センター報告においても院内事故調査報告書について、A4用紙2、3枚の報告書が少なからずあった旨の報告もなされています。報告書の枚数が多いから適切な再発予防が提言できているか否かは別問題ですが、これら医療事故報告書の目的は再発防止をいかに進めるかが大切です。

支援センターでは、医療事故調査報告書マニュアルを作成しています。マニュアルに示されている手法は死亡に至らない院内で発生する「ヒヤリハット」事案対策にも応用できるものと考えます。

例えば、情報収集において、当事者からの行動理由や判断根拠などの丁寧な聞き取り(責任追及にならないもの)、また情報を場面と行為(プロセス)について、整理していくなど状況分析における客観的な情報収集が、改善・再発防止のために極めて重要な作業となります。思いつきの羅列のみでは対策になりません。事故の発生には様々な要因が絡み合っています。

さらに、検証において事案が臨床(医療行為)に関わる場合には、標準診療行為(ガイドラインなどによる一般論)の明確化と、実行為の標準行為からの逸脱状況、理由(なぜ逸脱したのか)などの記載が再発防止策の提言に重要となります。

これらの対応を「ヒヤリハット」の一事例に対して、毎月でも行うことで安全、安心の

医療提供の文化の醸成につながるのではないでしょうか?

最後に、医療事故調査委員会では、上記のステップを元に検討された以下の事案の「医療事故の再発防止に向けた提言」をホームページ上(https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/index.php?content_id=1)に掲載しています。

「対岸の火事」とせず、是非とも目を通していただき、自院における体制確認を行っていただき、事故に遭遇しないようお願いします。

◆「医療事故の再発防止に向けた提言」

センターでは、専門分析部会において、収集した院内調査結果報告書を整理・分析した 結果を再発防止策として提言にまとめています。研修等にご活用ください。

- ・第1号 中心静脈穿刺合併症に係る死亡の分析 第1報 -
- ・第2号 急性肺血栓塞栓症に係る死亡事例の分析
- ・第3号 注射剤によるアナフィラキシーに係る死亡事例の分析
- ・第4号 気管切開術後早期の気管切開チューブ逸脱・迷入に係る死亡事例の分析
- ・第5号 腹腔鏡下胆嚢摘出術に係る死亡事例の分析
- ・第6号 栄養剤投与目的に行われた胃管挿入に係る死亡事例の分析
- ・第7号 一般・療養病棟における非侵襲的陽圧換気(NPPV)及び気管切開下 陽圧換気(TPPV)に係る死亡事例の分析
- ・第8号 救急医療における画像診断に係る死亡事例の分析
- ・第9号 入院中に発生した転倒・転落による頭部外傷に係る死亡事例の分析
- ・第10号 大腸内視鏡検査等の前処置に係る死亡事例の分析
- ・第11号 肝生検に係る死亡事例の分析
- ※冊子の送付をご希望の方は、**刊行物送付依頼書**にてお申し込みください。